

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-9
処分の種類	汚染土壌搬出時の計画変更命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第16条第4項			
処分の概要	法第16条第1項又は第2項の届出について、汚染土壌の運搬基準に違反している、又は汚染土壌に処理を法第22条の許可をうけた者に委託しない場合は、計画の変更を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・土壌汚染対策法 第16条4 都道府県知事は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。</p> <p>二 第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第22条第1項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。</p> <p>第17条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p> <p>・土壌汚染対策法施行規則 第65条 条文は省略</p>			
基準の制定根拠				